

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人滋賀学園
②設置大学名称	びわこ学院大学
③担当部署	総務部総務課
④問合せ先	TEL:0748-22-3388(代) MAIL:soumu@newton.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 26 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 10 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.biwakogakuin.ac.jp/compliance
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－ １①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	大学ホームページの情報公開ページにて、建学の精神、基本理念及び教育目的について、学生をはじめとする多様なステークホルダーに広く公表しています。 (掲載先 URL) https://www.biwakogakuin.ac.jp/introduction/about#anchor1
実施項目１－ １②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めています。
実施項目１－ １③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「びわこ学院大学組織運営規程」において、学長、学部長、学科長、総務部長、教務部長、学生部長、図書館長および各委員長の権限と責任を明確化しています。
実施項目１－ １④	説明
教職協働体制の確保	企画立案から決定までの委員会、教授会等に事務職員が委員となることで、事務職員も含めて全学協議する組織体制を確保し教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めています。
実施項目１－ １⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント (FD)、スタッフ・ディベロップメント (SD) に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	自己点検・評価委員会、企画運営会議にて策定の主体や計画の期間を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込み策定しています。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	自己点検・評価委員会、企画運営会議にて計画実現のための進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行っています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、社会の要請に応じた学びの機会を提供しています。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産学官連携による地域課題の解決に向けた取り組みなど、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様性が尊重される共生社会の実現のため、学生、教職員等のすべての構成員の多様な価値観等が受容される環境を整備するなど、多様性への対応を講じ、障害など多様な背景を持つ学生等を受け入れる学内体制の充実に努めます。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員、評議員への女性登用に配慮し、理事 2 名（総数 7 名）、評議員 3 名（総数 9 名）の女性を登用しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任、理事の資格及び構成、理事の職務について「寄附行為」に定め、法人及び大学ホームページにて公表しています。理事選任機関を評議員としており、本学園の建学の精神をよく理解し、私立学校の運営に必要な見識を備え、適切な意見を述べられる理事を選任しています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会、評議員会の運営については、「寄附行為」のほかに、「理事会運営規則」、「評議員会運営規則」をそれぞれ定めて、それらに基づいて適切に運営しています。理事会を3ヶ月に1回以上開催し、評議員の意見を十分に聴取したうえで、重要な事項を審議、決定しています。 また、評議員会に理事長が出席し、職務執行報告を毎回行っており、理事会と評議会における情報共有に努めています。 理事会と評議員会の決議が異なる場合は、「寄附行為」、「理事・評議員協議会運営規程」に基づき、理事・評議員協議会を開催し、協議を行うこととしています。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学内理事については、日頃から報告・連絡をこまめに行うことで情報共有をしています。外部理事には、随時連絡を取っているほか、理事会の案内時あるいは理事会において、情報提供や報告を行っています。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を評議員会で選任することとしています。監事の選任や監事の資格等について、法令に基づいて、「寄附行為」に定め、選任基準を明確にしています。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査計画の策定や監査の内容、実施方法等、監査の実施に必要な事項を定めた「監事監査規程」において、会計監査人及び内部監査室との連携についても規定

	し、円滑に監査が実施できるようにしています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省が実施する監事研修会を案内しているほか、「監事監査規程」及び「内部監査規程」において、会計監査人と法人内部監査室との連携を規定し、情報共有や意見交換の機会を設けています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の資格及び構成要件、評議員の選任について策定している「寄附行為」のほか、「評議員選任・解任規程」を定め、それに基づいて、評議員を選任しています。卒業生、職員、外部有識者により構成し、様々な意見を聴取できる評議員を選任しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議案については、事前に理事会にて承認を得てから通知を行っています。理事長、監事が評議員会にも出席し、職務執行状況を毎回報告し、意見を聴取しています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学内評議員については、日頃から報告・連絡をこまめに行うことで情報共有をしています。学外評議員には、随時連絡を取り、評議員会の案内時あるいは評議員会において、情報提供や報告を行っています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人の「危機管理規程」、大学「危機管理規程」「危機管理対応要項」「危機管理マニュアル」を整備し、迅速かつ適切に対応できる体制を整えています。理事長を法人における危機管理統括の責任者としているほか、法人の設置校の各所属長である学長、校長及び園長を各所属における危機管理の責任者として、法人全体の危機管理体制と連携を図りつつ、当該校の危機管理体制の充実に努めることとしています。

実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法人の役職員が、「法令」、「寄附行為」、その他法人の諸規程を遵守し、適合した業務執行を行うため、学校法人の「コンプライアンス推進規程」を定めています。 理事長を法人のコンプライアンス推進における最高責任者とし、法人にコンプライアンス統括責任者を置くほか、設置校にコンプライアンス推進責任者を置き、法人の各組織においてコンプライアンスの推進が図れるよう、コンプライアンスに関する業務を統括するとともに、必要な措置を講じることとしています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法人に「情報公開に関する規程」を定め、法人あるいは大学ホームページにおいて情報公開を行っています。また、「個人情報保護に関する規程」及び「個人番号及び特定個人情報取扱規則」を定め、個人情報の保護と適切な管理を行っています。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生、保護者、卒業生、教職員・一般、企業の方など多様なステークホルダーに法人及び大学ホームページ、窓会報誌、広報誌等、様々な広報媒体を通じて、情報公開を行っています。 また、法人ホームページの財務情報の公表について、グラフや計算科目の説明を加えるなど、学校会計について、わかりやすく工夫して情報公開を行っています。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明